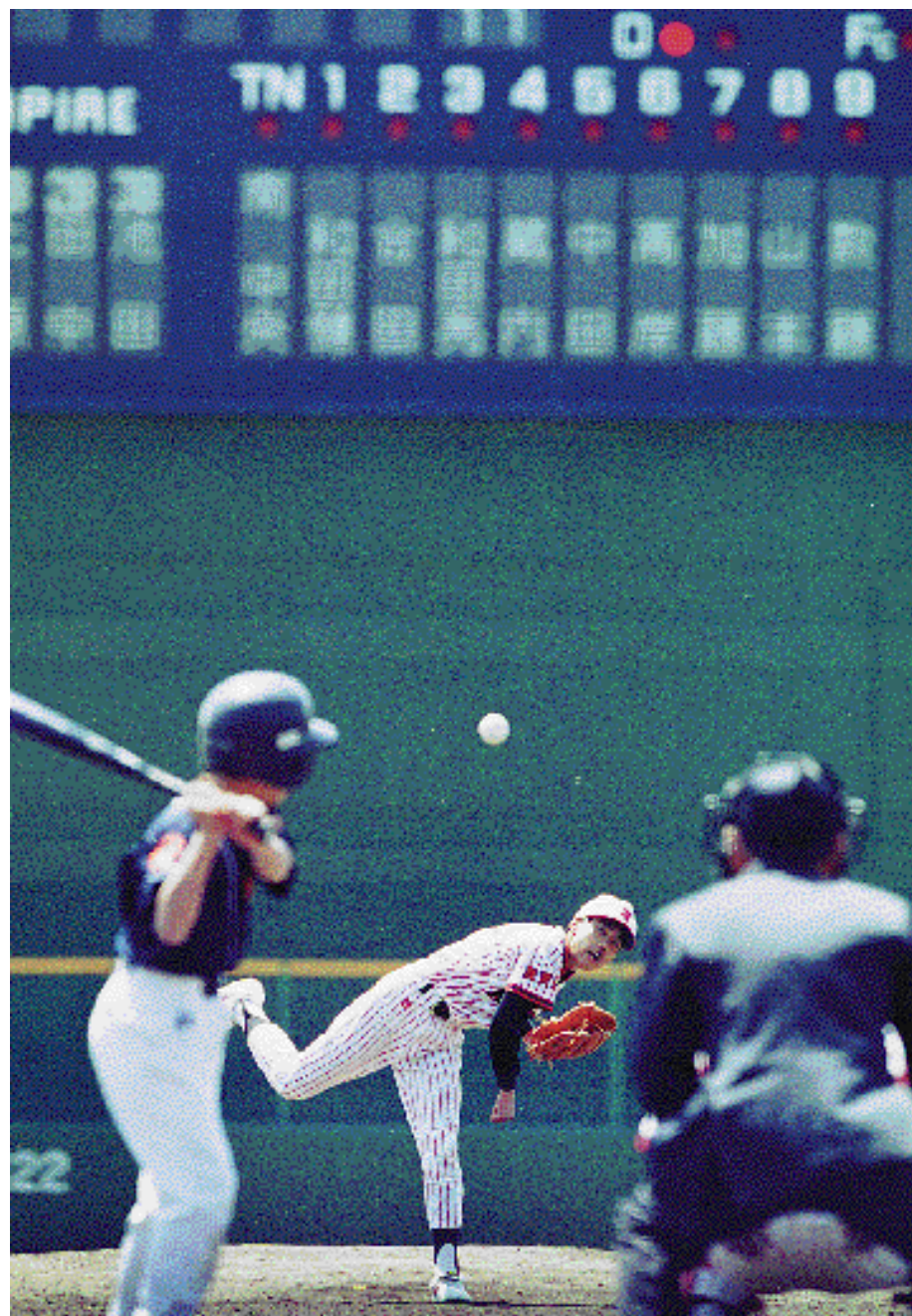


春5月

平成13年5月8日発行

広報 つるが

2001



僕の名前がスコアボードに！（4月22日） 運動公園野球場

contents

- お寄せください 市長へのメッセージ・・・ 2~3
- コミュニティバスを考える・・・ 4~5
- あなたを狙う誘いの手口 悪質商法・・・ 6~7
- 街角スケッチ・・・ 8~9
- お知らせほか・・・ 10~16

No.712

R100 再生紙を使用
しています

お寄せください 『市長へのメッセージ』

平成7年より、毎年6月を「市民提案月間」に定め、市民のみなさんから広く市政に関する声として「市長へのメッセージ」をお寄せいただいています。

21世紀が始った今、地方分権が大きく進展する中で、みなさんとともに知恵を出し合い、活力と希望に満ちた、若人の夢が広がる街づくりを進めていきます。



今年のテーマ

若人の夢が広がる
街をつくらう

応募方法

広く市民のみなさまから建設的なご意見、ご提案を募集します。「広報つるが」5月号に折り込んであるメッセージ用紙を使って6月30日(土)までに郵送してください。(切手は不要です)

市民提案箱「アクセス21」、ファックス(☎22・8174)、電子メール(kouhou@ton21.ne.jp)でも受け付けます。(その場合は「市長へのメッセージ」と明記してください)

寄せられたメッセージは、市長自ら目を通し、建設的なご提案等は「広報つるが」行政チャンネルで紹介していきます。なお、集計結果についても、「広報つるが」に掲載します。

「市長へのメッセージ」より

昨年、寄せられましたメッセージの総数は497通で、提案、意見、要望は596件に上りました。その一部をご紹介します。

一日も早く温泉施設を

いろいろなお風呂を計画し、平成14年秋のオープンを目指し工事を進めています。もうしばらくお待ちください。



企業の積極的誘致を

若者が定住できる雇用の拡大のため、産業団地の整備を進めるとともに、企業誘致のためのPRを積極的に行います。

夜も明るい街に

街灯り事業や人にやさしい道づくりを順次進めています。

総合運動公園野球場のスコアボードを電光掲示板に

スコアボードが磁気反転式になるなど、より良い環境が整備されました。



パソコンを使って色々な体験ができる施設を

市民の情報収集等のため、各公民館等にタッチパネル式の情報端末機を10月ごろに設置します。

毎年、「港まつり」を開催しては

昨年は、「サマーフェスティバル」を開催しました。今年も、市民のボランティアとともに開催の準備を進めています。

港に公園を

みなさんの憩いの場として、金ヶ崎緑地に平成17年完成を目標に整備を進めています。



公営住宅の改築を

状況を見ながら、建替えを計画していきます。今年度から、和久野公営住宅の建替えを行っています。



問合せ
22・8112
広報広聴課



データ コミュニティバス

	はぎ号	栗野・中郷方面
運行日	毎日	
利用対象者	限定なし	
料金	200円均一（1乗車） 身体障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 所持者およびその介護者は無料	
運行開始	平成10年10月1日	平成12年4月1日
路線	1路線（右回り・左回り） 1日各12便	1路線（左回りのみ） 1日9便
車両	37人乗り 小型低床マイクロバス	24人乗り マイクロバス
運行経費	約3,650万円	約2,841万円
運賃収入	約864万円	約415万円
市の補助	約2,786万円	約2,426万円
年間乗客数	61,091人	28,322人
年間走行距離	163,188km	91,528km
1人あたりの 運行経費	597円	1,003円
1kmあたりの 運行経費	224円	310円
乗車密度	1.6人	2.2人

ご意見は、この「広報つるが」5月号に折り込んである「市長へのメッセージ」用紙をご利用ください。（切手は不要です）

問合せ 生活環境課 ☎ 22-8115



総合的な公共交通のあり方

コミュニティバスを 考える

平成10年10月の運行以来、みなさんに親しまれ、毎日走り続けているコミュニティバス。よく勘違いされるのですが、「コミュニティバス」(イコール)「はぎ号」ではありません。写真左が主に市街地をまわる「はぎ号」で、右が「栗野・中郷方面」のバス、その両方ともコミュニティバスなのです。このコミュニティバスの現状を少し聞いてください。コミュニティバスは、お年寄りや子どもなど交通手段を持たない方々の移動の足として、病院・図書館など主な公共施設をコースに取り入れ、運行を始めました。しかしこのコミュニティバス、運行を続けていく中で、今後避けては通れない問題も見えてきています。

採算性

コミュニティバスは、利用者の運賃と市の補助で運営されています。「はぎ号」「栗野・中郷方面」両コース合わせて1年間運行するのに約6,491万円が必要ですが(平成12年度実績)。運賃収入を除いた約80%(約5,212万円)をみなさんに納めていただいている税金で補っているのが実情です。

また、一人当たりの経費も「はぎ号」で597円、「栗野・中郷方面」では1,003円かかっています(左ページ表)。1回の料金が200円ですから、一人当たり400円から800円の赤字なわけです。

単純計算ですが、市民一人が1年間に5回、コミュニティバスを利用しただけだと運賃収入で運営していけるのですが・・・。1世帯に平均およそ2台の自家用車がある現状では、なかなか難しいことなのかもしれません。

平成12年度の運行経費
(はぎ号、栗野・中郷方面、両コース合計)



コミュニティバスは、利用者の運賃と市の補助で運営されています。

生活路線の確保

「はぎ号」は福鉄バスの旧川東線、「栗野・中郷方面」は福鉄バスの旧黒河線・山泉線を中心に運行していますが、実態としては乗客の全く見られません。また、「Rバスの杉津線・柳ヶ瀬線は平成14年3月31日をもって廃止したいとする会社側の意志表示が市にありました。さらに本年度から、路線バスに対する国の補助制度が大幅に変更されたため、民営の不採算路線の廃止も予想されます。

このような状況の中、どう生活路線を確保していくのか？現在のコミュニティバスの運行実態を考えると、単に代替バスを走らせればよいというものではなく、このことはみんなで真剣に考えるとききています。

ぜひ、みなさんの ご意見を聞かせてください。

市では、「敦賀市公共交通対策協議会」を設け、バスを中心とした総合的な公共交通対策について研究、協議を重ねています。また各地区へ出向き、意見交換も行っています。こうした議論の中では、「料金はコミュニティバスのように200円でなく、現行のバス料金でいいから運行してほしい。」とか「乗客が少ない時間は運行回数を減らしたら？」などの意見も出ています。こうした現状を認識していただいた上で、コミュニティバスをはじめ、将来の敦賀市の公共交通のあり方について、みなさんのご意見をお聞かせください。

だまされないための5つの心得

1. 口先のやさしい言葉にご用心！うまい話はこの世にない。
2. 見知らぬ人の親しげな接近・訪問・電話に要注意！身なりや態度にまどわされない。
3. 預貯金などのプライバシーはあかさない！契約は慎重に。
4. 「結構です」「いいです」など、あいまいな言葉は使わない！必要なければキッパリ断る。
5. ひとりで決めず、早く家族や身近な人、消費生活センターに相談する。

あなたを狙う 誘いの手口 悪質商法




教育商法
「家庭教師をつけませんか」「必ず成績が上がる」などと長時間にわたり説明し、何年分もの教材をまとめて買わせませす。



SF（催眠）商法
日用品等をタダで配りながら雰囲気盛り上げ、最後に医療器具などの高額な商品を買わせませす。



アポイントメント商法
「あなたが選ばれました」などと、会員の契約や商品の購入を強引に勧めます。特に異性からの親しげな電話勧誘があります。



インターネット悪用商法
「知らないうちに国際電話につながり、高額な電話料を請求された」「インターネットショッピングで注文し代金を払ったが商品が届かず、申込先がなくなっていた」などのケースがあります。



資格商法
「近く国家資格になる」「簡単に資格が取れる」などと偽り、講座の勧誘をします。あいまいな返事をしていると承諾とみなされます。また、一度契約すると次々に別の講座の勧誘があります。



この他にも、たくさんの誘いの手口があります。

知って得する クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで商品等の購入契約をした後でも、これを解除できる制度です。

クーリング・オフには、期間の制限があり、契約書面を受け取った日から8日以内（マルチ商法は20日以内）であれば、書面によって解約ができます。

クーリング・オフは書面で行い、内容証明郵便かハガキを簡易書留で郵送してください。購入した商品を送り返すときは、発送の費用はすべて先方負担（料金受取人払い）で処理します。

クーリング・オフを行った場合、損害賠償や違約金を払う必要はありません。代金を払っていても全額を返してもらえます。信販（クレジット）契約をした場合は、信販会社にも通知し、購入先の会社名も記入しましょう。（送った書類は、必ずコピーをとっておきましょう）

ハガキの書き方（例）

郵便はがき

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社
代表者様

契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇会社 〇〇営業所 担当者〇〇氏

右記日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
敦賀市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名〇〇〇〇

ハガキ 裏面

ハガキ 表面

クーリング・オフができない場合

- ① 3,000円未満の契約で代金を全額支払ったとき
- ② 化粧品などの消耗品で一部使ってしまったもの
- ③ 自動車を購入したとき

困ったときは相談を！

- 敦賀市消費者センター (市役所生活環境課内) ☎ 22-8115
- 敦賀相談室 (県敦賀合同庁舎内) ☎ 22-0001
- 福井県嶺南消費生活センター(小浜市) ☎ 0770-52-7830